



愛媛県報

発行 愛媛県

平成31年2月15日金曜日 第3052号

◇ 目 次 ◇

義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....（水産課）.....92
 基本測量の終了の通知（2件）.....（道路維持課）.....93
 土地改良区役員の就退任の届出.....（東予地方局農村整備課）.....93
 建設業者の許可の取消し.....（中予地方局管理課）.....93
 開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）.....94
 建設業者の許可の取消し.....（南予地方局管理課）.....94
 道路の供用開始（一般国道378号）.....（南予地方局八幡浜土木事務所）.....94
 道路の区域変更（県道内子河辺野村線）.....（南予地方局大洲土木事務所）.....94
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）.....95

公 告

広報紙の印刷及び配布業務の委託.....（広報広聴課）.....95
 交通管制センター、サブセンター等設備保守業務委託.....（警察本部会計課）.....96

教育委員会告示

愛媛県指定有形文化財の指定及び愛媛県指定無形文化財の保持者の追加認定.....（文化財保護課）.....97
 愛媛県指定無形民俗文化財の指定の一部改正.....（ " ）.....97

人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）.....98

選挙管理委員会告示

愛媛県選挙管理委員会事務専決規程の一部を改正する規程.....（選挙管理委員会）.....98

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第109号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成31年2月15日

愛媛県知事 中村時広

1 届出事項

（東予地方局管内）

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
西条市河原津甲354 - 6 川又明次	西条市河原津甲242 横高志	西条市河原津甲281 - 2 江原益文	河原津	河原津漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成31年2月15日から3月1日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

東予地方局管内の加入区

東予地方局産業経済部水産課

○愛媛県告示第110号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成31年 2月15日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
2 作業期間 平成30年 7月17日から 12月28日まで
3 作業地域 宇和島市、新居浜市、四国中央市

○愛媛県告示第111号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成31年 2月15日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 基本測量（防災対策地域水準測量）
2 作業期間 平成30年 7月17日から 平成31年 1月31日まで
3 作業地域 宇和島市、南宇和郡愛南町

○愛媛県告示第112号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市飯岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成31年 2月15日

愛媛県東予地方局長 高橋 正 浩

就 任

Table with 4 columns: 役員の種類, 氏 名, 住 所. Lists board members and their addresses.

Table with 3 columns: 氏 名, 住 所. Lists board members and their addresses.

退 任

Table with 4 columns: 役員の種類, 氏 名, 住 所. Lists board members and their addresses.

○愛媛県告示第113号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成31年 2月15日

愛媛県知事 中村 時 広

Table with 8 columns: 許可番号, 許可年月日, 商号又は名称, 代表者氏名, 主たる営業所の所在地, 取消年月日, 取り消した建設業の種類, 取消しの原因となった事実. Lists cancelled construction business permits.

(般 - 28)第14756号	平成28年 7月6日	(有)エス・ティー・イー	東海林 正	松山市三町1 - 3 - 49	平成31年 1月15日	機械器具設置工事業	建設業の廃止
(般 - 27)第16748号	平成27年 9月14日	(有)サン興業	山崎 誠	松山市堀江町甲358 - 22	平成31年 1月18日	機械器具設置工事業	建設業の廃止
(般 - 28)第13636号	平成29年 1月31日	(有)テックタカハシ	高橋 正	松山市石手5 - 1 - 34	平成31年 1月21日	電気工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第114号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成31年 2月15日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
30中局建（開）第24号 平成31年 2月4日	東温市見奈良字廣坪490番1、490番3、491番、492番、494番1	東温市見奈良530番地1 東温市長 加 藤 章

○愛媛県告示第115号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成31年 2月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因 となった事実
(般 - 27)第017510号	平成27年 6月24日	(株)共立メンテック	神尾 政克	宇和島市高串3番耕地72 7 - 1	平成31年 1月10日	建築工事業 管工事業	建設業の廃業 （一部）
(般 - 28)第014526号	平成28年 6月17日	伊方サービス(株)	公受 弘充	西宇和郡伊方町九町字浦 安1番耕地1349 - 1	平成31年 1月11日	機械器具設置工事業	建設業の廃業 （一部）
(特 - 28)第000644号	平成28年 6月23日	田中建設(有)	田中 康司	西宇和郡伊方町仁田之浜 1040 - 1	平成31年 1月24日	土木工事業 とび・土工工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃業
(般 - 26)第017310号	平成26年 5月15日	酒井組	酒井 隆文	宇和島市寄松甲467 - 1	平成31年 1月29日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃業 （法人成り）

○愛媛県告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 2月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	378号	八幡浜市真網代甲262番3から 同市真網代甲270番5まで	平成31年 2月15日

○愛媛県告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 2月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	内子河辺野村線	喜多郡内子町北表乙375番 2 から 同町北表乙376番 2 まで	旧	メートル 3 8 ~ 7 6	キロメートル 0.091	
			新	11 5 ~ 32 8	0.091	

○愛媛県告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 2月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	喜多郡内子町北表乙375番 2 から 同町北表乙376番 2 まで	平成31年 2月15日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成31年 2月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- 件名
広報紙の印刷及び配布業務の委託
- 委託業務名及び数量
広報紙の印刷及び新聞折り込み業務、一式
- 委託業務の内容等
仕様書による。
- 委託期間
契約締結の日から平成32年 3月31日まで
- 委託業務に係る成果品の納入場所
仕様書による。
- 入札方法
入札金額は、一部当たりの単価とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税額（平成31年 5月号～10月号の契約金額に8パーセントに相当する額、11月号～4月号分の契約金額に10パーセントに相当する額）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成29・30・31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 委託業務と同程度の印刷及び新聞折り込み業務の実績を有し、委託業務について、適切に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県企画振興部政策企画局広報広聴課広報係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2241

(2) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参して提出するか、又は平成31年 3月28日（木）午前10時00分まで（必着）に(1)に掲げる場所に郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。）により提出すること。

(3) 入札説明書の交付方法

ア (1)に掲げる場所で交付する。

イ 交付期間

公告の日から平成31年 3月15日（金）まで。ただし、執務時間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）に限る。

(4) 開札の日時及び場所

平成31年 3月28日（木）午後2時30分

愛媛県庁第二別館5階第4会議室

(5) 入札書の提出方法

持参又は郵便等により提出すること。電送による提出は認めない。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 確認申請書の受領期限

平成31年 3月15日（金）午後 5 時15分までに、3 の(1)に掲げる場所へ持参して提出、又は郵送すること。

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Printing a monthly newsletter and inserting it into newspapers , 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:30 p.m. , 28 March 2019
(tenders submitted by mail: 10:00 a.m. , 28 March 2019)
- (3) For further information , please contact: Public Relations Section , Public Relations Division , Policy and Planning Subdepartment , Planning and Development Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2241

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成31年 2月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
交通管制センター、サブセンター等設備保守業務委託
- (2) 委託業務名及び数量
交通管制センター、サブセンター等設備保守業務 一式
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間
平成31年 4月 1日から平成32年 3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所
松山市若草町 7番地 1（交通管制センター）ほか
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとす

る。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成29年度、平成30年度、平成31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の交通管制センター、サブセンター等設備保守業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先（郵送の場合）、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県警察本部警務部会計課交通安全施設係
〒790 8573
愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2
電話 (089)934 0110
- (2) 入札説明書の交付時期
公告の日から平成31年 3月20日（水）の執務時間中
- (3) 入札書の受領期限
平成31年 3月28日（木）午前10時00分
- (4) 事前提出書類（入札書のほかに提出する書類）の受領期限
平成31年 3月26日（火）午後 5 時15分まで
- (5) 開札の日時及び場所
平成31年 3月28日（木）午前10時00分
愛媛県警察本部 2 階 聴聞室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加申請書と併せ 2 の(2)を証明できる書類を事前提出書類の受領期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落

札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered:

Maintenance and upkeep of Traffic Control Center and Subcenter , 1 set

(2) Time limit of tender: 10:00 a.m. 28 March 2019

(3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan Tel 089 934 0110

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第1号

愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号）第10条第1項及び第26条第5項の規定に基づき、次のとおり、愛媛県指定有形文化財に指定し、及び愛媛県指定無形文化財の保持者として追加認定する。

平成31年 2月15日

愛媛県教育委員会

教育長 三好 伊佐夫

1 指定する有形文化財

名 称	所 在 地	所 有 者	員 数
太刀 無銘	今治市大三島町宮浦3327番地	今治市大三島町宮浦3327番地 宗教法人大山祇神社	1口
太刀 銘 和泉大掾藤原國輝 享保二十乙卯年二月吉日 黒漆葵五星文蒔絵飾太刀拵 附 金装刀國輝作長三尺五寸拵目録 1巻 同控 1通 献金装刀辞 1通	今治市大三島町宮浦3327番地	今治市大三島町宮浦3327番地 宗教法人大山祇神社	2口

2 追加認定する無形文化財の保持者

名 称	保 持 者		
	氏 名	生年月日	住 所
砥部焼	亀田茂樹	昭和26年10月18日	伊予郡砥部町北川毛774番地 1

○愛媛県教育委員会告示第2号

愛媛県指定無形民俗文化財の指定（平成12年4月愛媛県教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

平成31年 2月15日

愛媛県教育委員会

教育長 三好 伊佐夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
指定する無形民俗文化財			指定する無形民俗文化財		
名 称	所 在 地	保護団体	名 称	所 在 地	保護団体
省略			省略		
今治及び越智地方 の獅子舞	省略		今治及び越智地方 の獅子舞	省略	
	今治市波止浜	波止浜獅子連中			
	今治市桜井	桜井浜獅子保存会			
	今治市古谷	省略		朝倉村古谷	省略
	今治市波方町波方	省略		波方町波方	省略
	今治市波方町樋口	省略		波方町樋口	省略
	今治市波方町小部	省略		波方町小部	省略

	今治市波方町養老	省略
	今治市波方町森上	森上獅子連中
	今治市大西町脇	省略
	今治市大西町別府	省略
	今治市大西町九王	省略
	今治市大西町宮脇	宮脇獅子保存会
	今治市菊間町浜	池原獅子舞保存会
	今治市菊間町種	光安獅子若青年団
省略		

	波方町養老	省略
	大西町脇	省略
	大西町別府	省略
	大西町九王	省略
省略		

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1212

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 2月15日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 68）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
部局	公	職	区分	部局	公	職	区分
省略				省略			
警察の 事務部 局	省略		1種	警察の 事務部 局	省略		1種
	四国中央警察署長		2種		四国中央警察署長		2種
	西条警察署長				西条警察署長		
	省略				省略		
	省略				省略		
備考 省略				備考 省略			

附 則

この規則は、平成31年 2月18日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第6号

愛媛県選挙管理委員会事務専決規程（平成20年 3月愛媛県選挙管理委員会告示第16号）の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年 2月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

愛媛県選挙管理委員会事務専決規程の一部を改正する規程

愛媛県選挙管理委員会事務専決規程（平成20年 3月愛媛県選挙管理委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
（委員長の専決事項）		（委員長の専決事項）	
第1条 愛媛県選挙管理委員会規程（昭和45年11月愛媛県選挙管理		第1条 愛媛県選挙管理委員会規程（昭和45年11月愛媛県選挙管理	

委員会告示)第9条第2号の規定に基づく愛媛県選挙管理委員会委員長(以下「委員長」という。)の専決事項は、愛媛県選挙管理委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務のうち、別に定めるものを除き、次に掲げるものを除くものとする。

(1)～(52) 省略

(53) 削除

(54)～(56) 省略

2 省略

委員会告示)第9条第2号の規定に基づく愛媛県選挙管理委員会委員長(以下「委員長」という。)の専決事項は、愛媛県選挙管理委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務のうち、別に定めるものを除き、次に掲げるものを除くものとする。

(1)～(52) 省略

(53) 土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第5条第1項の規定に基づき土地改良区の総代の選挙に関する事務を管理する市町の選挙管理委員会の指定に関すること。

(54)～(56) 省略

2 省略

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現在在任している土地改良区の総代並びにその手続が開始されている土地改良区の総代の選挙及び当該選挙により選任される総代については、改正前の愛媛県選挙管理委員会事務専決規程第1条第1項第53号の規定は、なおその効力を有する。